

# 信州教育の信頼回復に向けた 行動計画 (案)

平成 25 年 7 月

長野県教育委員会

## 【趣 旨】

この計画は、平成 25 年 3 月 19 日に「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」からいただいた提言を踏まえ、一日も早く県民の皆様の教育に対する信頼を回復するため、県教育委員会が市町村教育委員会や学校などの協力を得て実施する 46 項目の具体的な取組について、内容、方向性及び工程を示すものです。

## 【基本的な考え方】

- 1 計画の実施に当たっては、児童生徒の学びや成長にとって、どのような取組が必要なのかという視点を最優先（Student First）に進めます。
- 2 県教育委員会及び県立学校が取り組む事項については、できる限り早期に実施します。市町村教育委員会や小・中学校に係る事項については、理解と協力を得ながら取り組みます。
- 3 実施状況について、「教員の資質向上・教育制度改善フォローアップ委員会」に報告するとともに、県民の皆様に公表します。
- 4 取組の実施状況の検証を行うとともに、教育制度の改正など国の動向を踏まえ、必要に応じて順次計画を見直すなど、取組の充実に努めます。
- 5 この計画を効果的に進めていくためには、教育委員会、学校、教員など教育に係わる者すべてが主体的に取り組むことが必要です。

このため、計画の趣旨及び内容等を県内の教育関係者が自らのこととして捉え実行できるよう周知を徹底します。

## 【構成】

- 1 不祥事再発防止のための取組
  - (1) 教育委員会の対応力の強化
  - (2) 開かれた学校運営体制の整備
  - (3) 研修等による教員の資質向上
  - (4) 採用・人事についての対応
  - (5) 教員・学校評価についての対応
- 2 不祥事発生後の適切な対応のための取組
- 3 教育現場の教職員をサポートするための取組

## 【計画策定時における取組の実施状況】

### ◆実施済 5項目

- ・ 寄宿舍の管理体制等の見直し
- ・ 懲戒処分を受けた教職員に対する研修の実施
- ・ 国に対する定数改善についての働きかけ
- ・ 不祥事を起こした教員の確実な引継ぎ等
- ・ 公表ガイドラインの策定

### ◆着手済 26項目

- ・ 行動計画の策定・実施とモニタリング体制の確立
- ・ 研修体系作成会議の開催
- ・ 採用・人事についての県と市町村のワーキンググループの設置
- ・ 評価制度改善のための有識者会議の開催
- ・ 特別支援相談体制の充実 など

### ◆行動計画を踏まえ検討 15項目

- ・ 教員の通報・相談体制の整備
- ・ 教育委員会・学校のコンプライアンス体制の構築
- ・ 優秀な講師の優先的な採用の可否の検討
- ・ 不祥事を起こした教員の処遇基準の制定
- ・ 危機管理対応マニュアルの見直し など

信州教育の信頼回復に向けた行動計画(案)

「実施主体」凡例 県:県教育委員会 地:市町村教育委員会 学:学校

「実施」凡例 ◎:実施済 ○:着手済 △:行動計画を踏まえ検討

番号	内 容	責任者	関係者	実施主体	現状と課題	取組の方向性	平成 25 年度		平成26年度	備 考	実施
							上半期(4～9月)	下半期(10～3月)			
①	【行動計画の策定・実施、モニタリング体制の確立】 ・提言に基づく施策の実施に向けた行動計画を策定 ・行動計画の進捗管理を行う第三者機関を設置	教育総務課	義務 高校 特支 教学 次世代	県	・行動計画を策定中 ・第三者機関を設置	・行動計画を策定し、第三者機関を設けて進捗管理等を行う	【着手済】行動計画を策定(7月) 【着手済】第三者機関を設置(6月17日)、進捗管理等				○
<b>1 不祥事再発防止のための取組</b>											
<b>(1)教育委員会の対応力の強化</b>											
①	【通報・相談制度の整備】 不祥事を発見した教職員が安心して通報・相談できる制度(外部の専門家が関与できる仕組みを含む)の構築・周知	教育総務課	義務 高校 特支 次世代 人事	県	・原則として校長・教頭等に報告・相談しているが、必ずしも十分に報告・相談が行われているとは言えない面がある ・不祥事を発見した教員が通報・相談できる、外部の専門家が関与する窓口はない	・外部の専門家が関与する仕組みを検討し、制度を構築	・外部の専門家が関与する通報・相談制度のあり方の検討 ・他の通報・相談制度との調整	・予算措置を伴う場合は予算要求	・H26.4までに通報・相談制度を構築して運用を開始。教職員に対し周知	・他の通報・相談制度との共通運用が可能であれば、当該制度の中で運用	△
②	【市町村教育委員会のコンプライアンス体制の構築】 外部視点を踏まえた形で不祥事防止に関するプログラムの策定・実施(市町村教育委員会に外部関係者を含めたコンプライアンス委員会(仮称)を設置)	義務教育課	総務 次世代	地	・市町村教育委員会にコンプライアンス委員会があるかどうかの確認はできていないが、市町村立小・中・特別支援学校には、教職員が構成メンバーの非違行為防止委員会がある ・小規模自治体等、コンプライアンス委員会を設けることが難しいと思われる市町村がある	・県教育委員会のコンプライアンス体制や他県の事例を踏まえながら、市町村教育委員会に対しコンプライアンス体制の整備を働きかけ	・県教育委員会のコンプライアンス体制の確認、他県先行事例等の情報収集 ・市町村教育委員会のコンプライアンス体制について検討	・県教育委員会のコンプライアンス体制を踏まえ、市町村教育委員会にコンプライアンス体制の整備を働きかけ			△
③	【県教育委員会のコンプライアンス体制の構築】 ・不祥事発生時に外部専門家に相談しながら正確な実態を把握し、的確な再発防止策を検討する体制の構築 ・不祥事発生時における教育委員会の責任ある対応 ・県教育委員会の内部に「コンプライアンス委員会」(仮称)を設置	教育総務課	義務 高校 特支 次世代	県	・不祥事発生時には、市町村立学校は市町村教育委員会が県教育委員会と協力して、県立学校では県教育委員会が主体となり、不祥事の内容によっては検証委員会を設置して対応しているが、再発防止策の議論・検討が不十分 ・外部の有識者で構成するコンプライアンスに関する組織は設けていない	・県教育委員会におけるコンプライアンス体制について検討し、必要に応じ予算要求 ・県教育委員会におけるコンプライアンス体制を整備した上で、不祥事発生時には学校や市町村教育委員会と連携しながら原因究明や再発防止策の検討を実施	・県教育委員会におけるコンプライアンス体制について検討	・必要に応じ予算要求	・県教育委員会におけるコンプライアンス体制を整備した上で、不祥事発生時には学校等と連携しながら原因究明や再発防止策の検討を実施	・国の教育再生実行会議の第二次提言を受けた法改正の内容と整合を取る必要がある	△
④	【児童生徒の相談窓口等となる第三者機関の設置】 保護者・児童生徒の相談窓口、子どもの人権侵害に関する調査・救済等を行う組織として、外部に第三者機関を設置	義務教育課	総務 高校 特支 次世代 こども	県	・教育機関や全学校に相談窓口を設置し、児童生徒や保護者に周知している ・相談窓口を教育委員会の外に設置すべきとの意見がある	・「長野県子どもの育ちを支えるしくみを考える会」の議論をもとに設置が検討されており、第三者機関設置後は周知を図る	【着手済】「長野県子どもの育ちを支えるしくみを考える会」の検討状況の確認	・「長野県子どもの育ちを支えるしくみを考える会」の議論をもとに設置が検討されている第三者機関について、目的・対象等を確認し調整	・第三者機関設置後は保護者・児童生徒に周知		○
⑤	【教育委員会の事務局職員の人材確保・体質改善・機能的な組織づくり】 教育委員自身が自らの責務を認識するとともに、事務局の専門性を高め学校に対する支援機能をより強化するなど、事務局職員の人材確保・組織全体の体質改善・機能的な体制づくり	教育総務課	義務 高校 特支 次世代	県地	・事務局による学校支援(校長からの相談に積極的に対応、問題教職員の相談窓口の設置)、教育委員による現場視察・地域との懇談等に取り組んでいる ・教育委員の責任・役割について、現行の制度の中でどのようなことが可能か検討が必要	・事務局による学校支援、教育委員による現場視察・地域との懇談等を引き続き実施 ・教育委員の責任・役割については現行制度の中で可能なことを検討し、実施 ・併せて国の教育再生実行会議の第二次提言を受けた法改正の行方を注視し対応	【着手済】事務局による学校支援、教育委員による現場視察・地域との懇談は引き続き実施 【着手済】教育総務課が主宰する教育総務会議を活用し、指導主事と行政職の職員がこれまで以上に連携 【着手済】事務局の機能的な組織づくりに向けた組織改正の検討 ・新任の教育委員の研修など、現行制度の中で可能なことを検討・実施	・可能なものから順次実施	・教育委員会については、国の教育再生実行会議の第二次提言を受けた法改正の行方を注視し対応	○	
⑥	【先進的事例の共有化】 学校運営の先進的な取組事例の市町村教育委員会内での共有化	義務教育課	次世代	学地	・先進的な学校運営事例の共有化が必要	・先進的な取組事例を収集・整理し、モデルとして広く周知	・県内の先進的な事例をモデルとして市町村教育委員会への情報提供				△
<b>(2)開かれた学校運営体制の整備</b>											
①	【校内のコミュニケーションの向上】 ・ベテラン教職員が経験の浅い教職員に対し、一方的な指導をするのではなく、風通しのいい、適切なコミュニケーションが取りやすい環境を作りながらサポート ・学校内でのコミュニケーションの向上	特別支援教育課	義務 高校 次世代	学	・コミュニケーションが取りやすい環境づくりに努めているが、学校により取組の程度に差がある ・多忙化等により自然にコミュニケーションがとれるような状況ができる環境が失われており、意図的につくる必要がある	・引き続き、先進的な事例、上手く行っている事例等について校長間等で情報を共有 ・校内研修手引書を活用した研修等を通じて校内コミュニケーションを向上 ・コミュニケーションがとりやすい環境の整備	・引き続き、先進的な事例、上手く行っている事例等について校長間等で情報を共有 【着手済】校内研修活性化委員会において効果的な校内研修の事例の収集と研究 【着手済】県立高校のICT環境整備(6月補正で予算化)	・校内研修手引書の作成	・校内研修手引書を活用した研修を通じて校内のコミュニケーションを向上		○
②	【学校のコンプライアンス体制の構築】 ・小・中学校にコンプライアンス担当者を配置 ・県立学校のセクシュアルハラスメント防止委員会等に外部関係者を加えて対応	高校教育課	総務 義務 特支 次世代	学	・全学校に教職員が構成メンバーの非違行為防止委員会が置かれている	・小・中学校にコンプライアンス担当者を配置するよう働きかけ ・現場の実態を踏まえながら検討し、可能な学校から試行的に実施する(県立学校)	・スクールコンプライアンスまたは類似分掌の小・中学校現場における実態確認 ・外部関係者を加えたコンプライアンス体制のあり方について検討、各校長等から意見聴取・調整、可能な学校から試行的に実施(県立学校)	・小・中学校の校務分掌にコンプライアンス担当を位置付けるよう働きかけ ・試行的実施校の拡大、実施校における検証・改善、必要に応じ予算要求(県立学校)	外部関係者を加えたコンプライアンス委員会を全校で整備(県立学校)	・各小・中学校のコンプライアンス担当者設置について調査(27年度から)	△

信州教育の信頼回復に向けた行動計画(案)

「実施主体」凡例 県:県教育委員会 地:市町村教育委員会 学:学校

「実施」凡例 ◎:実施済 ○:着手済 △:行動計画を踏まえ検討

番号	内容	責任者	関係者	実施主体	現状と課題	取組の方向性	平成25年度		平成26年度	備考	実施
							上半期(4~9月)	下半期(10~3月)			
③	【管理職に対するリーダー教育の徹底等】 現在、校長・教頭に在任している者に対するリーダー教育を徹底して実施するとともに、校長・教頭の選任要件を明確化し、マネジメント能力を選任要件に追加	高校 教育課	義務 特支 教学 次世代	県	・マネジメントや危機管理を含め、校長・教頭に対するリーダー教育を実施している ・選任要件の中に学校運営能力を入れているが、一層明確化し、重視することが必要	・不祥事再発防止などマネジメント力を強化するための研修の内容を一層充実させる ・選任要件の中で「マネジメント能力」を一層明確化・重視し、周知していく	【着手済】非違行為防止に力点を置いた管理職研修を実施(5月~) 【着手済】教員研修体系作成会議の中でマネジメント力強化のための研修内容を検討(6月12日~) ・「マネジメント能力」の定義を含め、管理職の昇任選考実施要項の変更を検討・実施	・パブリックコメントを実施(10月) ・研修体系を作成(~11月) ・具体的な取組に向けた準備(12~3月)	・H26.4から新教員研修体系に基づく研修の中で、マネジメント力強化のための研修内容を一層充実		○
④	【児童生徒の将来を語り合う場の設置】 地域住民や保護者が教職員と児童生徒の将来のあるべき姿を語り合える場の設置	文化財・生涯 学習課	義務 高校 特支 次世代	県 学 地	・一部の学校では保護者・地域による学校支援・学校運営参画の仕組みができており、その中で語る場が設けられている所もある ・取組を広めていくためには、市町村、市町村教育委員会、学校、PTAの理解が必要	・「信州型コミュニティスクール創造事業」を実施し、モデル地区を支援しながらその取組を広報 ・市町村、市町村教育委員会の理解を得ながら、また学校やPTAと連携しながら推進	【着手済】モデル地区を選定・支援(6月補正で予算化)	○信州型コミュニティスクール創造事業の推進 ・市町村への働き掛け ・指導主事等による学校訪問 ・コーディネーターの研修 ・モデル地区の取組を広報し、広く取組を促す	・市町村・市町村教育委員会の理解を得ながら、また学校やPTAと連携しながら信州型コミュニティスクール創造事業のモデルを拡大	H29年度に全小・中学校で語り合える場の設置を目指す	○
⑤	【管理運営情報の開示】 学校の管理運営情報の積極的開示	義務 教育課	高校 特支 次世代	学	・ホームページ等で管理運営情報を開示しているが、学校により取組に差がある ・効果的な開示方法の検討が必要	・積極的に管理運営情報の開示に取り組んでいる学校の紹介と併せ、市町村教育委員会等を通じて必要な情報の開示を依頼	・HPや学校だより等を活用して積極的に情報開示している学校から、情報開示の内容と方法について情報発信 ・HPや学校だよりなどにより積極的に開示することを市町村教育委員会・各学校に依頼				△
⑥	【適正な組織体制の検討】 業務が教頭に集中している実態を踏まえ、適正な組織体制について検討	特別 支援 教育課	義務 高校 次世代	県	・小・中・特別支援学校では実情を踏まえ教頭を複数配置している学校がある ・高校については実情を踏まえ複数教頭制等の組織体制のあり方の検討を始めている ・他の教員も多忙であり、教頭に過度に業務が集中しない体制等が構築しにくい	・適正な組織体制について引き続き検討	【着手済】実情を踏まえ適正な組織体制のあり方について引き続き検討				○
⑦	【児童生徒の校内相談体制の整備等】 わいせつ行為等についての相談体制の整備及び児童生徒に対する啓発	義務 教育課	総務 高校 特支 次世代	学	・全ての学校に相談窓口を設置し、児童生徒や保護者に周知しているが、日常的な利用の働き掛け・周知が不十分	・児童生徒に応じた様々な方法により相談窓口の幅広い利用について児童生徒・保護者に周知・啓発するよう、市町村教育委員会、学校等に依頼	【着手済】相談窓口の利用について学校訪問等で確認 ・校長講話、学校要覧、学校便り等により相談窓口の幅広い利用について児童生徒・保護者への周知の徹底を依頼	・相談窓口の周知・利用についての改善点と改善例について調査し、市町村教育委員会、学校等に発信	・25年度と同様に継続して行う		○
⑧	【校内施設の適正管理等】 ・特別教室・研究室など学校施設の適正な管理と安心・安全の再点検 ・今後の学校の新築・改築に当たって、開かれた構造への見直し	特別 支援 教育課	義務 高校 次世代	県 学 地	・日常的な校内体制の中で施設の適正な管理に努めているが、学校によって実施状況に差があるため、不祥事を防ぐことができる仕組みが必要 ・限られた財源の中で予算の確保が難しい中、県立学校の整備に当たっては、学校の意見を聞きながらよりよい構造となるよう検討している	・各校のコンプライアンス委員会等で仕組みの内容を検討し、校内の不祥事発生を抑制する力を高めるとともに、先進的な取組事例について情報を共有 ・県立学校の整備に当たっては開かれた構造を検討するとともに、市町村立学校について同内容を市町村教育委員会に要請	【着手済】日常的な校内体制の中で適正な管理に努める ・先進的な取組事例について情報を共有し、各校での取組を促す ・県立学校の整備に当たって「開かれた構造」となるよう配慮、市町村立学校は市町村教育委員会に対し要請	・各校のコンプライアンス委員会等で日常的な取組の中で不祥事を防ぐことができる仕組みを検討	・検討結果に基づき仕組みを改善		○
⑨	【寄宿舎の管理体制等の見直し】 特別支援学校寄宿舎の管理体制・構造等の見直し	特別 支援 教育課	次世代	県 学	・「寄宿舎管理運営指針」に基づき各校で「寄宿舎管理運営計画」を策定して各校で点検等を行い、県教育委員会事務局が実施状況を確認 ・寄宿舎の安全体制を十分確保するための人的配置、施設設備が必要	・施設設備の改善 ・人的配置・勤務システムの見直し	【実施済】「寄宿舎管理運営指針」(3月28日)に基づき各校で「寄宿舎管理運営計画」を作成し計画に沿って各校で点検等を実施、県教育委員会が実施状況等を確認	・寄宿舎指導手引の改定 ・人的配置・勤務システムの見直し ・施設設備の改善のための予算要求			◎

(3) 研修等による教員の資質向上

①	【ミッション・基本的理念の自覚・実践】 教員のミッション・教職員としての基本的理念を自覚・実践していくための定期的な取組の義務付けの検討	教学 指導課	義務 高校 特支 次世代	県 学	・基本理念、ミッション、学校目標などについて周知・確認をしているが、自覚が足りない教職員が一部にいる ・年度途中でミッション・基本理念を周知確認する機会が定期的にとれていない		【着手済】教員研修体系作成会議の中で検討(6月12日~) ・初任研スタート研修、5年研、10年研でコンプライアンス研修を実施(4・5月) ・教頭研究協議会で非違行為防止の取組について協議(8月)				○
②	【子どもの人権を尊重する意識の浸透】 セクハラ・体罰防止を含めた子どもたちの人権尊重に関する認識を高めていく取組の徹底の検討	教学 指導課	義務 高校 特支 次世代	県 学	・過去の体罰事案等を資料にした研修会を実施するなど、意識を高める取組を行っている ・教職員数も多く、教職員一人ひとりの心に落ちた研修となりにくい。研修方法の工夫等が必要	・教員研修体系作成会議において研修体系を構築する中で位置付ける		・パブリックコメントを実施(10月) ・研修体系を作成(~11月) ・具体的な取組に向けた準備(12~3月)	・H26.4から新教員研修体系に基づく研修の中で取組を強化		○
③	【リベラルアーツ的思考力の養成】 研修制度の見直しにあたり、リベラルアーツ的思考力を養うことができるプログラムや取組を取り入れる	教学 指導課	義務 高校 特支 次世代	県 学	・研修等を通じて育成できる部分もあるが、おおむね個々の努力に任されており、組織的・体系的な研修となっていない						○

信州教育の信頼回復に向けた行動計画(案)

「実施主体」凡例 県:県教育委員会 地:市町村教育委員会 学:学校

「実施」凡例 ◎:実施済 ○:着手済 △:行動計画を踏まえ検討

番号	内 容	責任者	関係者	実施主体	現状と課題	取組の方向性	平成25年度		平成26年度	備 考	実施
							上半期(4～9月)	下半期(10～3月)			
④	【研修体系の作成】 「長野県教員研修体系作成会議」(仮称)を設置して教員研修体系を作成	教学指導課	次世代	県	・感情のコントロール、ストレスマネジメント、職務、コンプライアンス等の今日的な課題に対応した研修が十分でない	・「長野県教員研修体系作成会議」を設置し、教員研修体系を作成	【着手済】長野県教員研修体系作成会議の中で検討(6月12日～) ・初任研夏季研修でメディアリテラシー研修を実施(8月)	・パブリックコメントを実施(10月) ・研修体系を作成(～11月) ・研修体系に基づいた研修の準備(12～3月)	・H26.4から新教員研修体系に基づく教員研修を実施		○
⑤	【指定研修の見直し】 指定研修として、「キャリアアップ研修」(仮称)を設定し、指定研修全体の見直し	教学指導課	次世代	県	・10年経験者研修以降、管理職研修以外の研修参加は、本人の自主性を尊重してきた ・ライフステージに応じて指定研修全体の見直しを行う必要がある	・長野県教員研修体系作成会議の中で位置付ける	【着手済】長野県教員研修体系作成会議の中で検討(6月12日～)				○
⑥	【校内研修の活性化】 「校内研修活性化委員会」(仮称)において、「校内研修手引書」(仮称)を作成し、校内研修を活性化	教学指導課	次世代	県学	・各学校で、校内研修の内容や方法を工夫してきた ・総合教育センター等の研修機関が、校内研修を活性化させる研修を実施してきた ・日常的な教員同士の学び合いによる校内研修を活性化する必要がある	・校内研修を活性化させる手引書を作成する	【着手済】「校内研修活性化委員会」で手引書の内容を検討(4月26日～)	・手引書を作成(～12月) ・手引書の印刷、配布等(1～3月)	・H26.4から校内研修手引書を活用した校内研修を全校で実施		○
⑦	【懲戒処分を受けた教職員に対する研修】 非遵行為を行い懲戒処分を受けた教職員及び監督責任により処分を受けた管理監督者に対する研修を実施	教学指導課	義務高校特支次世代	県	・非遵行為により懲戒処分を受けた教職員の再発防止研修実施要綱を作成し、研修を実施済		【実施済】再発防止研修実施要綱等を決定(5月16日) ・H25.5から懲戒処分を受けたすべての教職員に対し研修を実施				◎
⑧	【処分事例の周知】 「懲戒処分等の指針」と懲戒処分の事例を教員等に一層周知	教育総務課	義務高校特支次世代	県学	・「懲戒処分等の指針」及び個々の懲戒処分の概要をホームページで公表 ・「懲戒処分等の指針」と過去の懲戒処分事例をもとに各校で研修会を実施しているが、さらなる周知の徹底が必要	・わいせつ行為等、体罰、飲酒運転等について新たな事例集を作成・周知	【着手済】年度当初に「懲戒処分等の指針」と懲戒処分の事例を周知 ・わいせつ行為、体罰、飲酒運転等について新たな事例集を作成	・新たな事例集を周知			○
<b>(4)採用・人事についての対応</b>											
①	【募集要項の整備】 「信州教育」の大切にすべき点と目指す教員像(理念とミッション)に基づき募集要項を整備	義務教育課	義務高校特支次世代	県	・採用選考募集要項の中の「こんな人を求めています」の欄に、目指す教員像を記載 ・採用時に共通認識となるよう、理念とミッションの明確化が必要	・長野県教員研修体系作成会議の検討結果を基に要項の「こんな人を求めています」の内容を改訂し、27年度採用選考募集要項を作成・整備する	【着手済】26年度の採用選考募集要項の中の「こんな人を求めています」の欄の目指す教員像を一部改訂	・長野県教員研修体系作成会議の検討結果を基に、要項の「こんな人を求めています」の内容を抜本的に改訂し、平成27年度採用選考募集要項を作成、整備する	・5月に平成27年度採用選考の要項を発行		○
②	【面接方法や学力・面接試験の比重の研究・検討】 教員としての資質・人間性等を見極めるための面接方法のあり方の研究、学力試験と面接試験の比重のかけ方について検討	義務教育課	高校特支次世代	県	・学力試験で基礎的学力を把握し、面接試験で教員の適性を把握 ・平成20～21年度に採用選考のあり方を改善し、これまで実施 ・面接方法のあり方、学力試験と面接試験の比重のかけ方について研究が必要	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設け、面接方法のあり方、学力試験と面接試験の比重のかけ方について研究し、その成果で可能なものから実施	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設置し、他県の取り組みの調査や本県の採用の状況を分析して面接方法のあり方を研究 ・同WGで学力試験と面接試験の比重のかけ方について継続的に検討	・研究成果を基にできることから平成27年度採用選考の基本案に反映	・平成27年度採用選考でできるものから実施 ・調査や分析結果を基に平成27年度採用選考の基本案を作成		△
③	【有能な講師の優先的採用】 有能な講師の優先的採用の可否の検討	義務教育課	高校特支次世代	県	・3年以上講師経験のある者については一般教養を免除 ・公平性、平等性への配慮が必要	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設けて調査研究を行い、その成果について公平性、平等性に配慮しながら実施の可否を判断	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設置して情報を収集し、他県の制度や本県のこれまでの実績について調査研究を行い、可否を検討		・検討結果に基づいて、平成27年度以降の採用選考での実施の可否を判断する		△
④	【定数改善の働きかけ】 国に対し小学校での教科担任制や専科制の導入、複式学級解消や中学校での非免許者による授業の解消に向けた定数改善について働きかけ	義務教育課	総務次世代	県	・小学校では音楽・理科を中心に教科担任制を実施、複式学級解消及び中学校非免許解消は加配教員により対応	・国に対し教員定数改善を要望	【実施済】平成26年度予算に係る国への要望の際に定数改善についても要望(6月19日)	・国の動向を見て、必要に応じて要望			◎
⑤	【正規採用を市町村教育委員会を含め判断する仕組みの研究】 条件付採用者の正規採用に当たって市町村教育委員会も含め複数者により判断できる仕組み等を研究	義務教育課	教学次世代	県	・校長、教頭による評価を行っている ・市町村教育委員会の評価を加える仕組みの研究が必要	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設け、研修内容と評価の観点の明確化、市町村教育委員会を含めた評価・判断の仕組みについて研究し、その成果で可能なものから実施	・他県の情報を収集しながら県教育委員会事務局内のワーキンググループで検討し、研修内容と評価の観点の明確化・市町村教育委員会を含めた複数者による判断・評価の仕組みを研究	・研究を継続しながら、実施可能な評価システムを研究する	・研究成果を基に、実施可能なものを実施する		△

信州教育の信頼回復に向けた行動計画(案)

「実施主体」凡例 県:県教育委員会 地:市町村教育委員会 学:学校

「実施」凡例 ◎:実施済 ○:着手済 △:行動計画を踏まえ検討

番号	内 容	責任者	関係者	実施主体	現状と課題	取組の方向性	平成 25 年度		平成26年度	備 考	実施
							上半期(4~9月)	下半期(10~3月)			
⑥	【指導力不足教員の申請手続きの周知等】 指導力不足等教員について、保護者から指摘できることの周知及び申し立て窓口の整備	教育総務課	義務 高校 特支 次世代	県学	・保護者に対し特段の周知は行っていないため、保護者が申請できることが浸透していない ・県立学校は県教育委員会事務局担当課が、市町村立学校は教育事務所が申請窓口となっているほか、校長や市町村教育委員会が相談等の窓口となっている ・現行の申請手続きについて検証が必要	・保護者が申請できることについて周知 ・現行の申請手続き、申し立て窓口についての検証		・必要に応じ、申請手続き等を変更 ・判定委員からの意見聴取		△	
⑦	【宣誓内容の見直し】 採用時の宣誓書内容について、「信州教育」の大切にすべき点とめざす教員像を基に検討	教育総務課	義務 高校 特支 次世代	県地	・新たに職員となった者は、条例に規定する様式により宣誓しているが、指摘の内容は盛り込まれていない ・宣誓書を変更する場合には、県・市町村の条例改正が必要	・第5回「県と市町村との協議の場」の確認事項に基づき設置するワーキンググループにおいて、内容等を検討	【着手済】第5回「県と市町村との協議の場」の確認事項に基づき設置するワーキンググループにおいて、内容等を検討			○	
⑧	【別の市町村へ異動した際の宣誓】 市町村を越えて異動した場合、その市町村へ宣誓書を提出	義務教育課	総務 次世代	地	・新規採用教員は在籍する市町村教育委員会に宣誓書を提出しているが、他の市町村に異動した際に宣誓書を提出しているかどうかの確認はできていない ・市町村条例の改正が必要となる場合がある					○	
⑨	【人事異動方針等の再確認】 人事異動は研修の面もある等の基本方針を再確認	高校教育課	義務 特支 次世代	県学地	・校長を通じて各学校で人事異動方針等について毎年確認しているが、必ずしも教員の認識が十分でない面がある	・校長、市町村教育委員会を通じ、一層の周知を図る		【着手済】人事異動方針等について周知を図る際に、校長、市町村教育委員会等を通じて一層の浸透を図る(10月)		○	
⑩	【採用・人事システム等の検討】 ・採用及び人事異動の方針やシステムについての更なる検討 ・市町村教育委員会への人事権の移譲についての検討 ・学校長の公募及び責任の範囲について、市町村とともに研究	義務教育課	次世代 市町村 分権室	県地	・義務教育関係教員の人事は校長・市町村教育委員会と県教育委員会が情報を共有し、連携して行っている ・少子化の進行、長野県の地理的な特性を踏まえた採用・人事システムについて研究が必要 ・人事権の移譲が実施可能か研究が必要 ・校長の公募は行っていない ・校長の公募、責任の範囲について研究が必要	・第5回「県と市町村との協議の場」の確認事項に基づき設置するワーキンググループにおいて研究	【着手済】第5回「県と市町村との協議の場」の確認事項に基づき設置するワーキンググループにおいて研究			○	
⑪	【管理職の勤務年数の長期化】 校長、教頭の登用年齢の若返りを図り、一校での勤務年数の長期化を可能とする	高校教育課	義務 特支 次世代	県地	・校長・教頭の登用年齢の若返り、一校での勤務年数の長期化に取り組んでいる ・実情に応じて実施する必要がある	・引き続き実情に応じてこの方向で実施する	【着手済】一校の勤務年数について、3~4年を標準として引き続き実施			○	
⑫	【講師に頼った学校運営の見直し】 現状の非正規教員に頼る学校運営のあり方について、予算面等も含め検討が必要	義務教育課	総務 高校 特支 次世代	県	・少人数学級編制等のために教員を加配しており、結果として他県に比べて臨任の非正規教員の比率が高くなっている ・正規教員数の大幅な増加は困難だが、その割合をできるだけ高めるための研究が必要	・こまやかプラン、少人数学級編制事業など現状の取組を分析し、限られた予算の中で正規教職員の割合を高めるための方策を研究 ・文部科学省に、小学校2学年以降の35人以下学級実施のための、学級編制基準の法改正による見直しを求める	・現状の取組を分析し、正規教職員の割合を高めるための方策を研究 ・文部科学省に、学級編制基準の法改正による見直しを求める			△	
<b>(5) 教員・学校評価についての対応</b>											
①	【評価制度改善の検討会議設置】 評価制度改善についての検討会議の設置	高校教育課	義務 特支 教学 次世代	県	・提言の中で評価制度の改善の方向性が示されている	・具体的な評価制度の改善等のための有識者会議を設置して検討し、可能な改善策から実施	【着手済】具体的な評価制度の改善等のための有識者会議を設置(6月補正で予算化) ・有識者会議の開催(7月、9月、10月、12月、2月)	・評価制度の改善について可能なものから随時試行実施	・試行を踏まえ随時実施	○	

信州教育の信頼回復に向けた行動計画(案)

「実施主体」凡例 県:県教育委員会 地:市町村教育委員会 学:学校

「実施」凡例 ◎:実施済 ○:着手済 △:行動計画を踏まえ検討

番号	内 容	責任者	関係者	実施主体	現状と課題	取組の方向性	平成 25 年度		平成26年度	備 考	実施
							上半期(4~9月)	下半期(10~3月)			
<b>2 不祥事発生時の適切な対応のための取組</b>											
①	【不祥事を起こした教員の処遇等】 ・わいせつな行為等を起こした教員の人事的な措置 ・不祥事を起こした教職員の処分決定までの間の処遇基準の検討 ・わいせつな行為等を行った教員の厳罰化 ・体罰を行う教員への厳しい対応	教育総務課	義務 高校 特支 次世代	県	・人事的な措置、処分決定までの間の処遇、処分後の対応について基準がないため、その都度判断が必要となり、対応の統一性確保が難しい ・わいせつな行為等を行った教員に対する処分の厳罰化は実施済	・人事的な措置、事後の処遇、処分決定までの処遇について検討を行い、必要に応じて基準を制定 ・わいせつな行為等や体罰を行った教員に対し、引き続き厳格な処分を適用	過去の事例について検証の上、処遇基準を制定し、適用				△
②	【不祥事発生後の適切な対応の明確化等】 ・不祥事発生後の対応等が不適切な場合、学校管理者・教育委員会関係者に対する厳格な処分の適用のあり方を明確化 ・不祥事防止、不祥事発生後の適切な対応のため、校長の権限と責任を明確化	教育総務課	義務 高校 特支 次世代	県	・不祥事発生後の対応等が不適切な場合、学校管理者・県教育委員会事務局職員については「懲戒処分等の指針」に沿って厳格な処分を適用 ・校長の権限と責任を明確にし周知を図っているが、徹底が不足している点がある	・引き続き厳格な処分を適用するとともに、監督責任について処分実例を併せて説明するなど校長研修等を通じ、さらに周知を徹底	【着手済】引き続き厳格な処分を適用するとともに、校長の権限と責任について校長研修等を通じて周知を徹底				○
③	【不作為的行為の責任の検討】 不祥事を見て見ぬふりをする等の不作為的行為の責任についての検討	教育総務課	義務 高校 特支 次世代	県学	・不作為的行為がないよう校内研修等を行うとともに、あった際には指導をしている ・風通しのよい校内体制づくりが必要	・風通しのよい学校づくりを行うとともに、校内のコンプライアンス体制を整える	・校内研修等を通じて不作為的行為がないよう引き続き周知 ・風通しのよい学校づくりを行うとともに、校内のコンプライアンス体制を順次整備				△
④	※再掲【県教育委員会のコンプライアンス体制の構築】 ・不祥事発生時に外部専門家に相談しながら正確な実態を把握し、的確な再発防止策を検討する体制の構築 ・不祥事発生時における教育委員会の責任ある対応 ・県教育委員会の内部に「コンプライアンス委員会」(仮称)を設置	教育総務課	義務 高校 特支 次世代	県	・不祥事発生時には、市町村立学校は市町村教育委員会が県教育委員会と協力して、県立学校では県教育委員会が主体となり、不祥事の内容によっては検証委員会を設置して対応しているが、再発防止策の議論・検討が不十分 ・外部の有識者で構成するコンプライアンスに関する組織は設けていない	・県教育委員会におけるコンプライアンス体制について検討し、必要に応じ予算要求 ・県教育委員会におけるコンプライアンス体制を整備した上で、不祥事発生時には学校や市町村教育委員会と連携しながら原因究明や再発防止策の検討を実施	・県教育委員会におけるコンプライアンス体制について検討	・必要に応じ予算要求	・県教育委員会におけるコンプライアンス体制を整備した上で、不祥事発生時には学校等と連携しながら原因究明や再発防止策の検討を実施	・国の教育再生実行会議の第二次提言を受けた法改正の内容と整合を取る必要がある	(△)
⑤	【不祥事を起こした教員の確実な引継ぎ等】 ・問題を起こした教職員等に対する校長の継続的な指導・監督及び教育委員会の支援 ・不祥事を起こした教員の異動時の引継ぎを確実に実施	高校教育課	総務 義務 特支 次世代	県学地	・問題を起こした教職員等に対する指導・監督を校長に周知し、教育委員会が支援している ・懲戒処分については人事記録カードに記録し、異動時には校長間・市町村教育委員会間で引継ぎを実施している	・より確実な実施・徹底	【実施済】問題を起こした教職員等に対する校長の指導・監督、教育委員会による支援の徹底				◎
⑥	【不祥事の公表ガイドラインの策定等】 不祥事の公表ガイドラインを早急に策定し全県の運用。懲戒処分時に指針の該当項目を明示し、懲戒処分手続きの透明性を確保	教育総務課	次世代	県地	・「教職員の非遵行為に係る公表ガイドライン」を策定済	・全県の運用が適切に図れるよう、引き続き市町村教育委員会に協力を依頼	【実施済】検討会議からの結果報告を受けて公表ガイドラインを策定し、統一的に運用(5月30日) ・懲戒処分時に指針の該当箇所を公表				◎
⑦	【危機管理対応マニュアルの見直し等】 不祥事発生時についての危機管理対応マニュアルの見直しと周知徹底、過去の不祥事・事故の再発防止策を学校・教育委員会が共有し続ける仕組みづくり	義務教育課	高校 特支 次世代	県学	・各校で危機管理マニュアルを定め、必要に応じて見直しを実施 ・不祥事発生時の危機管理対応マニュアルの見直しが必要 ・実際の運用が適切になされないケースがある	・情報を収集して参考例を学校に示し、不祥事発生時のマニュアルの見直しを促す ・模擬的に実施したり、実際に運用したケースを参考にするなどして一層の改善を図る	・不祥事発生時の危機管理マニュアルづくりに向けての情報を収集し、参考例を示す	・不祥事発生時の危機管理マニュアルの例を元に、学校へ見直しを持った見直しを促す	・学校運営についての調査の中で、マニュアルの見直し状況を確認		△
⑧	※再掲【懲戒処分を受けた教職員に対する研修】 非遵行為を行い懲戒処分を受けた教職員及び監督責任により処分を受けた管理監督者に対する研修を実施	教学指導課	義務 高校 特支 次世代	県	・非遵行為により懲戒処分を受けた教職員の再発防止研修実施要綱を作成し、研修を実施済		【実施済】再発防止研修実施要綱等を決定(5月16日) ・H25.5から懲戒処分を受けたすべての教職員に対し研修を実施				(◎)

信州教育の信頼回復に向けた行動計画(案)

「実施主体」凡例 県:県教育委員会 地:市町村教育委員会 学:学校

「実施」凡例 ◎:実施済 ○:着手済 △:行動計画を踏まえ検討

番号	内 容	責任者	関係者	実施主体	現状と課題	取組の方向性	平成 25 年 度		平成26年度	備 考	実施
							上半期(4～9月)	下半期(10～3月)			
<b>3 学校現場の教職員をサポートするための取組</b>											
①	【業務の改善】 業務を改善し、児童生徒と向き合う時間を確保するための取組を推進する体制づくり	義務教育課	総務 高校 特支 教学 スポ 保厚 次世代	県学	・会議・部活動・行事・諸事業等の見直し、勤務時間記録の試行など、学校現場でさまざまな取組をし、また取組を促している ・学校現場での取組は限界に来ており、総合的・本格的な対策の策定と実施が必要	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設け、部活動についての検討委員会とも連携しながら、業務の改善に向けた総合的な対策を検討	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設置し、業務の改善に向けた問題点を整理	○ワーキンググループで協議した内容を関係機関に提示し意見聴取 ・教職員の勤務時間の記録 ・諸会議、部活動、諸事業等の見直し等 →「業務の改善に向けた総合的な対策」を策定	・各学校における業務の改善に向けた取組の進捗状況等を訪問や調査等により確認		△
②	【教員の心の健康サポート】 教員の心の健康サポートのため、現行制度の利用促進、利用しやすい工夫等の対応	保厚生課	総務 義務 高校 特支 次世代	県学	・複数の相談事業、研修事業をはじめ、教職員のメンタルヘルスに関するさまざまな事業を実施 ・各事業について、利用や参加を促進するため、さらなる工夫や周知が必要	・研修事業について、日程等の見直しに加え、内容等を検討するとともに、利用・参加を促すための普及啓発を強化 ・併せて、学校安全衛生委員会の一層の活用を推進	【着手済】研修事業について、教職員が参加し易い時期の実施や、開催案内方法及び実践で役立つ内容を取り入れる等の見直しを行う 【着手済】「相談案内カード」の全教職員への配布及び保健だよりでのメンタルヘルスに関する積極的な情報提供等、普及啓発を強化する ・学校安全衛生委員会について、衛生管理者等の研修会での事例発表など、活性化の具体例を示し、委員会の機能向上を目指す		→25年度と同様に継続して行う		○
③	【教科指導・学級運営等の相談体制の充実】 特別な支援が必要な児童生徒が増えている中で、教科指導・学級運営の問題を気安く相談できる体制の充実	特別支援教育課	義務 高校 教学 次世代	県	・特別支援学校のセンター的機能の充実により、各地区や各校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上や校内相談委員会の充実が図られてきている ・発達障害等通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒への学習支援体制が不十分であったり、学習指導等をサポートできる人材が不足している	・特別支援学校のセンター的機能を充実や研修を通して、校内外の相談システムの整備や、教員や各学校のコーディネーターの専門性を高めることで、発達障害等特別な支援を必要とする児童生徒への学習環境や相談体制を整備する	【着手済】相談機能を充実(4月～)。より相談しやすい体制構築について、市町村教育委員会等と相談・協議 【着手済】専門的職員養成のための研修の拡充(6月補正で予算化) 【着手済】通常学級における特別な支援が必要な児童生徒への学習支援体制を構築するための事業の充実		→ ・連続的な教育体制整備としての通級指導教室設置を検討 ・必要な人的措置の予算要求 ・特別支援学級運営ガイドラインの作成(3月)		○

## 行動計画(たたき台)に関する教育委員のご意見

番号	項目	ご意見の内容	委員名	対応(案)	責任者
全体		市町村教育委員会や学校が関係する項目については、その理解と協力が得られなければ効果が上がらないと思うので、十分な説明が必要と考える。	櫻井委員長	<b>【基本的な考え方で整理】</b> 実施に当たっての基本的な考え方を示し、市町村教育委員会や小・中学校に係る事項については、理解と協力を得ながら取り組む。	教育総務課
		検討会議は、教育委員会外部に特別に設置したtask forceであり、現行制度とのすり合わせや早い遅いの違いはあれ、提言を受け止めて実行する方向で取り組むことが筋だと思う。	耳塚委員長 職務代理者	<b>【趣旨で整理】</b> いただいた提言を踏まえ具体的な取組を実施することを趣旨として明確に示す。	
		学校現場で計画をしっかりと実行し、成果に繋げるためには、校長の強いリーダーシップ(マネジメント力)と、各教員それぞれが「自分の学校からは絶対に不祥事は出さない」という強い自覚が必要。校長と教員が十分にコミュニケーションを図りながら取り組んでもらいたい。	野村委員	<b>【基本的な考え方で整理】</b> 実施に当たっての基本的な考え方を示し、県内の教育関係者が自らのこととして捉え実行できるよう、周知を徹底する。	
		全体を通して、検討、研究という文言が多く出てくるが、子どもたちにとっての一年はすぐに過ぎてしまうものなので、早急に取りかかる姿勢で臨んで頂きたい。	生田委員	<b>【基本的な考え方で整理】</b> 実施に当たっての基本的な考え方を示し、学習者の視点を最優先に取組を進める。	
1(1)①	通報・相談制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・告発対象が、学校の管理職や教育委員会自身である場合も想定し、第三者たとえば弁護士事務所などを外部通報窓口として設置することは必須。</li> <li>・上記を想定すると、通報内容をどう処理するのかのマニュアルや情報管理規定の整備が必要。</li> <li>・外部通報窓口を置いている機関は多数あると思われる、それらを参考にすれば比較的早期に設置可能ではないか。</li> </ul>	耳塚委員長 職務代理者	<b>【行動計画を実施する中で対応】</b> いただいたご意見を参考にしながら制度のあり方を検討し、H26.4までに構築して運用を開始する予定。	教育総務課

## 行動計画(たたき台)に関する教育委員のご意見

番号	項目	ご意見の内容	委員名	対応(案)	責任者
1(1)②	市町村教育委員会のコンプライアンス体制の構築	県内には小規模な市町村が多いため、各市町村の実情に応じたコンプライアンス体制の整備の働きかけが必要と考える。	櫻井委員長	<b>【行動計画を実施する中で対応】</b> 小規模市町村等の実情も考慮し、画一的ではない内容で働きかけを行う。	義務教育課
		26年度行動計画を25年度下半期にもっていくことは可能ではないか。	生田委員	<b>【行動計画を修正】</b> 平成25年度下半期のうちに働きかけを始めるようにする。	
1(1)③	県教育委員会のコンプライアンス体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の有識者で構成するコンプライアンスに関する組織が必要かどうか自体、検討の必要がある。機動性の点で問題がないか。</li> <li>・大げさなものを時間をかけて整備するより、たとえば調査委員会、検証委員会、処分委員会などを設置する際に、顧問弁護士を必ずメンバーに入れるといったことから始めるのはどうか。</li> </ul>	耳塚委員長 職務代理者	<b>【行動計画を実施する中で対応】</b> いただいたご意見を参考にしながらコンプライアンス体制のあり方を検討し、効果的かつ機動性の高い体制を構築する。	教育総務課
1(1)⑤	教育委員会の事務局の人材確保・体質改善・機能的な組織づくり	現行教育委員会制度の範囲内で検討すること。	耳塚委員長 職務代理者	<b>【行動計画を実施する中で対応】</b> 現行の教育委員会制度の中で可能なことを検討・実施するとともに、国の教育再生実行会議の第二次提言を受けた法改正の行方を注視しながら対応する。	教育総務課
		指導主事と行政職の職員の連携が不十分で非効率な面があるという意見もある。事務局職員が現場の状況を的確に把握できて対応を素早くきちんとできるよう、職員の能力を高める体勢を考える必要がある。	高木委員	<b>【行動計画を修正】</b> 教育総務課が主宰する教育幹会議を活用し、現場の状況をより理解している指導主事と行政経験の長い行政職の職員がこれまで以上に連携しながら、迅速な対応に努める。	
1(2)③	管理職に対するリーダー教育の徹底等	マネジメント能力を選任要件に加えることは容易だが、マネジメント能力とは何かを教職員に見えやすく示すことがいっそう重要。	耳塚委員長 職務代理者	<b>【行動計画を実施する中で対応】</b> 管理職の昇任選考実施要項の変更を実施する際に、「マネジメント能力」の定義を含めて検討し、周知を図る。	高校教育課

## 行動計画(たたき台)に関する教育委員のご意見

番号	項目	ご意見の内容	委員名	対応(案)	責任者
1(3)②	子どもの人権を尊重する意識の浸透	セクハラや体罰などは過去の自分の体験とのかかわりが大きい場合がある。そういった観点から、過去の自分を振り返る研修を入れて頂きたい。	生田委員	<b>【行動計画を実施する中で対応】</b> いただいたご意見を含め、教員研修体系作成会議の中で検討していく。	教学指導課
1(3)④ ⑥⑦	・研修体系の作成 ・指定研修の見直し ・懲戒処分を受けた教職員に対する研修	性依存症については、公的な研修プログラムを設置することはなじまないし、また有効でもない。しかし顕在化したときには問題性が大きくまた反復性もあるため、どうして無視することはできない。うまく対処しなければ、わいせつ行為はなくなる。相談可能な機関の情報を周知するくらいしか思いつかないが、他県の取組で参考になるものはないか。	耳塚委員長 職務代理者	<b>【行動計画を実施する中で対応】</b> 健康相談の窓口を周知し、相談があった場合には専門の医療機関を紹介する。 また、懲戒処分を受けた教職員に対する研修では、必要に応じて専門家によるカウンセリングを実施することとなっている。	教学指導課 保健厚生課
1(4)①	募集要項の整備	《こんな人を求めています》の内容を今後検討する中で、下記の二点について考慮して頂きたい。 ・子どもの話を聞く力のある人 ・子どもから学ぼうと言う気持ちのある人	生田委員	<b>【行動計画を実施する中で対応】</b> いただいたご意見を含め、教員研修体系作成会議の中で検討し、その検討結果を基に募集要項を整備する。	義務教育課
1(4)⑦	宣誓内容の見直し	「宣誓書」の中に、スチューデントファーストの理念を入れて頂きたい。また、「宣誓書」とは別に、教職員のミッションを常に自覚できるものとして、長野県教育共通の「心得」を作成することを要望する。	生田委員	<b>【行動計画を実施する中で対応】</b> 宣誓書の内容については「県と市町村との協議の場」の確認事項に基づくワーキンググループの中で検討していく。教職員のミッションについては教員研修体系作成会議の中でその活用方法を含め検討する。	教育総務課
1(5)①	評価制度改善の検討 会議設置	評価制度の実質化は、非常に大きなかつ喫緊の課題。	耳塚委員長 職務代理者	<b>【行動計画を実施する中で対応】</b> 評価制度の改善は大きな課題であると認識しており、有識者会議からの意見聴取と併せ、可能な制度改善は今年度内から試行実施していく。	高校教育課

# 行動計画(たたき台)に関するフォローアップ委員の主な意見

(H25.6.17 第1回フォローアップ委員会)

- Student First (学習者本位) を軸として優先順位を決めることが必要
- 提言内容を進めていく上での軸を現場と共有することが必要
- 制度周知や責任者の認識など、これまであいまいだったことの整理が必要
- 現場の教員の意識調査(アンケート)を実施して組織風土や取組成果を把握すべき
- 現場が過重負担にならないよう、実施する項目の量に何らかの制限をかけることが必要
- 以下の項目は、早急に取り組まなければいけない、または取組が可能なもの
  - ・教育委員会のガバナンス
  - ・校長に対するリーダーシップ教育
  - ・教員のミッションの再確認
  - ・問題教員がフェードアウトしていくような仕組みづくり
  - ・危機管理対応マニュアルの作成
- 中長期的課題として、学校運営に外部の意見を活用できるような仕組みが必要
- 評価制度改善を実現すれば、以下の項目はそれに含まれ、併せて実現できると思われる
  - ・通報・相談制度の整備
  - ・児童生徒の相談窓口等となる第三者機関の設置
  - ・児童生徒の校内相談体制の整備等
  - ・指導力不足教員の申請手続き等
- 現場の多忙解消のためには、教育委員会が業務を整理して現場で実施させることが有効